

社会福祉法人光耀福祉会 役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人光耀福祉会の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日(評議員会議決日)から施行する。

別表1 役員等及び評議員の費用弁償額

・日額 3千円